

# 平成23年度 証券税制改正について

このたびは、弊社教材をお買い上げいただき、誠に有難うございます。  
平成23年6月30日に公布された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（法律番号82）」により、軽減税率の延長など証券税制の改正が確定しました。

2011年版教材の内容と読み替えて、ご活用ください。

## 1. 上場株式等の軽減税率の2年延長

平成23年12月31日をもって廃止される予定だった上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が2年延長され、平成25年12月31日まで適用されます。

## 2. いわゆる「日本版ISA」の施行日の2年延長等

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版ISA」）について、施行日が2年延長され、平成26年1月1日からの適用となります。

## 3. 個人大口株主等の規定の変更

上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3（現行：100分の5）に引き下げられます。

（注）上記の改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。